

第3 申請後に変更があった場合

申請書を提出した後、次表の変更事項に該当があった場合には、速やかに変更届（第4号様式）に必要な関係書類を添えて提出してください。

（変更届は3つの資格とも共通の様式です。）

番号	変更事項	添付書類等
1	商号又は名称	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※写し可 （商号又は名称の変更後も、受任者を引き続き委任する場合は、委任状の提出が必要です。）
2	代表者の氏名	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※写し可 個人の場合の代表者の変更は、新たに「競争入札参加資格申請」の手続きが必要です。
3	本店住所	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※写し可
4	本店電話番号、FAX番号	添付書類は必要ありません。
5	「山口県と取引をする支店等」の名称、所在地（郵便番号）、電話番号及びFAX番号	委任状（名称、所在地が変更になった場合に必要です。電話番号及び、FAX番号の変更届に添付書類は必要ありません。） 但し、山口県内に支店等を新設した場合（追加設置の場合を除く）は、山口県の県税について滞納がないことが確認できる県税事務所長の証明が必要です。（個人事業者の場合は、山口県の個人県民税について滞納がないことが確認できる市町長の証明も必要です。）
6	「県内の営業所一覧表」に記載の支店等の変更（新設・廃止を含む）	添付書類は必要ありません。 但し、山口県内に営業所を新設した場合（追加設置の場合を除く）は、山口県の県税について滞納がないことが確認できる県税事務所長の証明が必要です。（個人事業者の場合は、山口県の個人県民税について滞納がないことが確認できる市町長の証明も必要です。）
7	代理人	委任状（第5号様式）
8	営業種目の追加・削除	営業種目によっては、営業等に必要な許可・認可書等の写しが必要です。（「第4号様式の2」を使用してください。）
9	廃業、消滅、登録抹消等	添付書類は必要ありません。

※ 提出部数

決定を受けている資格区分（Ⅰ物品調達等、Ⅱ業務委託、Ⅲ清掃業務委託）の数に応じて、次表のとおり提出してください。

資格区分の数	提出部数
1つの場合（Ⅰのみ、Ⅱのみ、Ⅲのみ）	1部
2つの場合（ⅠとⅡ、ⅠとⅢ、ⅡとⅢ）	2部（うち1部は写しで可）
3つの場合（ⅠとⅡとⅢ）	3部（うち2部は写しで可）

第4 申請後に資格区分を追加する場合

申請書を提出した後、資格区分（Ⅰ～Ⅲ）の追加を申請する場合は、追加する資格区分の担当課に郵送で申請してください。「やまぐち電子申請サービス」は追加申請には対応していませんのでご了承ください。